



2024 年 11 月 20 日

日本鉄道労働組合連合会

「いま、労働基準関係法制に求められるもの」

連合シンポジウムにパネリストとして参画！



会場・WEB 含めて 350 名が参加

JR 連合は 10 月 31 日、全電通労働会館において開催された連合が主催するシンポジウム「いま、労働基準関係法制に求められるもの」に参加した。

本シンポジウムは、「働き方改革」による労働基準法の改正から 5 年が経過する中、改めて真に働く者のための労働基準関係法制はどうあるべきかを組織内外に問うことを目的に開催された。



挨拶する芳野会長

主催者代表挨拶の中で芳野友子連合会長は、「これまでの運動を振り返るとともに、今後、労働者保護の観点からこういった法規制が必要なのかを考える機会としたい」とあいさつし、課題が多い過半数代表者制度の適正化の必要性に触れた。続いて、澁谷秀行厚生労働省労働基準局労働条件政策課長より、厚生労働省の労働基準関係法制研究会における労働基準法などの見直しの検討状況について説明を受けた後、同研究会のテーマの柱である、労働時間規制と集団的労使関係に焦点をあてた講演を坏由美子弁護士と國武英生小樽商科大学商学部教授から受けた。



澁谷厚生労働省政策課長



坏弁護士



國武教授



パネリストとして参画する相良局長

シンポジウム後半では、富高裕子連合総合政策推進局長がモデレーターを務め、パネルディスカッションが実施された。構成組織から選ばれた 3 名のパネリストのうちの 1 人として、JR 連合から相良夏樹組織・政治局長が参画し、「働き方改革」を踏まえた労働組合の取り組みや職場の課題、今後の法政策の必要性などについて意見を述べた。特に、労働組合ではない従業員組織が過半数代表となっている実例について、従業員組織には独立性や意見集約機能が欠如しており、憲法で保障された労働組合の代替とはなり得ないことや、集団的労使関係の中核的担い手である労働組合の活性化につながる法政策の必要性を訴えた。

JR 連合は、労働組合が中心となる労使コミュニケーションを堅持するため、引き続き連合や関係産別等と連携を深め、取り組みを進めていく。

